

# 愛媛県動物愛護管理推進計画(改正素案)

## 目次

### 第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方

- 1 動物の愛護
- 2 動物の管理
- 3 合意形成

### 第2 計画策定(改正)の考え方

- 1 計画の策定及び改正の理由
- 2 性格
- 3 期間

### 第3 計画の基本方針

- 1 人と動物が共生する豊かな地域社会の確立
- 2 県・市町・関係団体の連携

### 第4 課題への取組

#### 課題1 所有者等の社会的責任の徹底

- 施策1 適正飼養の徹底と普及啓発の強化
- 施策2 所有者明示(個体識別)措置の徹底
- 施策3 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底

#### 課題2 事業者の社会的責任の徹底

- 施策4 動物取扱業の適正化
- 施策5 動物取扱業の資質の向上
- 施策6 動物関連学校との連携
- 施策7 産業動物及び実験動物の適正な取扱いの推進

#### 課題3 地域における取組

- 施策8 動物愛護推進員の活動の活性化
- 施策9 地域の飼主のいない猫対策
- 施策10 教育現場及び地域における動物愛護の普及啓発活動の推進

#### 課題4 処分頭数減少への取組

- 施策11 終生飼養の徹底
- 施策12 繁殖制限措置の周知徹底
- 施策13 動物の引取り制度の適正な運用

- 施策14 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
- 課題5 県民と動物の安全の確保
  - 施策15 動物由来感染症対策
  - 施策16 災害発生時の動物の保護及び逸走防止

## 第5 計画の推進

- 1 計画の周知
- 2 計画の実施体制の整備
- 3 市町との連携推進
- 4 関係団体等との連携推進
- 5 民間企業との連携推進
- 6 愛媛県動物愛護推進懇談会の運営

## 第6 本計画の評価及び見直し

- 1 令和元年度までの達成状況
- 2 令和12年度に向けた目標
- 3 達成状況の評価と計画の見直し

## 第1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方

### 1 動物の愛護

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物をみだりに殺したり、傷つけ苦しめることのないように取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことです。

動物の利用や殺処分についても、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りです。

社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対して優しいまなざしを向ける態度が求められます。

### 2 動物の管理

人と動物が共生する社会を形成するためには、動物愛護の精神を確立することと併せて、動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分に自覚し、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要があります。

その際、逸走やみだりな繁殖を防止する目的を果たすために動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合があることや、所有者等がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為が、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることに留意する必要があります。

また、多くの県民が飼育しているペットは、伴侶動物（コンパニオンアニマル）としていまや生活に欠かせない存在になっていますが、ペットが人と共に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについて十分に考慮し、その飼養及び保管を適切に行うことが求められます。

### 3 合意形成

県民が動物に対して抱く意識や感情は多様であるが、全ての県民に共通して適用されるべき動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性や客観性の高いものであるとともに、県民の合意の下に形成していくことが必要です。

動物愛護の精神を広く普及し、人と動物が共生する社会の実現を目指すためには、地域の実情や関係者の立場の違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論を重ねることが必要です。

県では、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）や「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下

「基本指針」という。)等に示される国の動向を踏まえ、地域の実情にあった動物の愛護及び管理の考え方や人と動物の共生の在り方について検討していきます。

## 第2 計画策定（改正）の考え方

### 1 計画の策定及び改正の理由

平成18年に国が策定した基本指針に基づき、平成20年3月に愛媛県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、本県の動物の愛護及び管理に関する施策や目標を定め平成26年3月の改正等を経て、今日まで「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立に向けた施策に取り組んできました。今般、令和元年の法改正に伴い、基本指針が改正されたことから、改正基本指針に即し、本計画策定後の施策の取組状況等を検証し、更なる必要な施策を推進するために本計画を改正することとしました。

### 2 性格

本計画は、法第6条に基づき都道府県が定めるもので、基本指針に即し、本県の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性や中長期的な目標を明確にし、目標達成のための手段や実施主体の設定等を行うことにより、計画的で統一的に施策を実施し、すべての県民の共通の理解形成のための指針になることを期待するものです。

### 3 期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

## 第3 計画の基本方針

### 1 人と動物が共生する豊かな地域社会の確立

県では、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するため、以下の5つの課題について重点的に取組み、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の実現を目指します。

また、平成14年12月に愛媛県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）を設立し、動物愛護管理対策の総合的な拠点施設と位置付けて、各種事業に取り組んできました。令和元年の法改正により、「動物愛護管理センター」が動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する施設として明確に規定されましたが、引き続き、動物愛護管理施設の拠点として、更なる機能の拡充を図っていきます。

- 課題1 所有者等の社会的責任の徹底
- 課題2 事業者の社会的責任の徹底
- 課題3 地域における取組
- 課題4 処分頭数減少への取組
- 課題5 県民と動物の安全の確保

## 2 県・市町・関係団体の連携

動物の愛護と管理をめぐる課題は、所有者等の不適切な飼養やマナーの欠如による近隣への迷惑行為等、地域に密着したものから、動物取扱業の監視指導、特定動物の飼養保管許可、動物の捕獲・収容等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。

また、それぞれの課題に対して、地域の実情を踏まえて効果的に取り組むためには、行政機関相互及び行政機関内の部局間の連携はもちろんのこと、獣医師会、企業、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、調査研究機関、動物愛護推進員、地域ボランティア等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関わる関係者が協働して対応するネットワークが広がるようにする必要があります。

なお、協働の進め方によっては、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点も必要です。

### (1) 県の役割

県には、第一種動物取扱業の登録と監視指導、第二種動物取扱業の届出と指導等、特定動物の飼養保管の許可、野犬等の捕獲、犬・猫・負傷動物の収容と返還・譲渡、動物由来感染症対策、災害時に備えた体制整備及び災害時の動物救援等、広域的・専門的な役割があります。また、各市町、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等による地域活動が、調和のとれたものとして県内全域で実施されるように支援し、計画全体が着実に実行されていくよう協働した取組みを調整、推進していくことが求められます。

### (2) 市町の役割

市町は、動物愛護管理に関する課題の多くが地域社会に密着したものであることから、地域の実情に応じた動物愛護管理の推進や地域防災計画に基づくペットの災害対策などの取組みを行うことが求められます。

### (3) 動物の所有者等の役割

動物の所有者等は、関係法令を守ることはもちろん、動物愛護の精神を理解して動物の適正飼養に努めるとともに、マナーを守り、動物を所有又は占有することに伴う社会的な責任を自覚した行動をとることが求めら

れます。

#### （４）事業者等の役割

動物取扱業者は、自らが所有又は占有する動物の適正な飼養及び管理を行うことはもちろんのこと、動物の所有者等へのアドバイザーとしての役割を担うことが求められます。

畜産業者や実験動物施設等は、飼養基準やアニマルウェルフェアについて理解し、動物を利用する立場として、適正な飼養管理に努めることが求められます。

動物関連学校は、県の施策に協力し、動物の飼養や公衆衛生上の正しい知識の発信等により、専門的、学術的なアドバイザーとしての役割を担うことが期待されます。

#### （５）県民の役割

県民は、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立のために県、市町及び地域が行う取組を理解し、動物愛護管理上の課題を解決するため、それらの取組に協力する姿勢が求められます。

また、恣意的な動物との関わりにより、他人の財産を侵害したり生活環境の被害を与えたりしないよう、関係法令や動物の習性等に関する正しい知識の下、節度ある態度をとることが求められます。

#### （６）動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、法に基づき、動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者のうちから知事が委嘱しており、令和２年３月３１日現在で１１４名が活動しています。

また、その役割として、県民への動物愛護思想の普及啓発、行政の施策への協力、動物の所有者等に対する適正な飼養に関する助言、災害時における動物の保護などへの協力等があります。

#### （７）動物愛護の地域ボランティア、協力企業、民間団体等の役割

動物愛護の地域ボランティア、協力企業及び民間団体は、行政の施策に協力するとともに、地域に密着した立場を生かした効果的な活動の実施により、施策の更なる推進に貢献することが期待されます。

この中で、獣医師会は、動物の愛護及び福祉に関する社会貢献活動を行う事業者として、広域活動や行政との協定などにより、行政と緊密に連携してその施策の一部を担っています。また、獣医師は、診療行為等を通じて動物の所有者等へのアドバイザーの役割を担うとともに、負傷動物の診療や虐待の通報により、県と連携して動物の安全の確保や飼養の水準を適正に保つ役割が期待されます。

## 第4 課題への取組

### 課題1 所有者等の社会的責任の徹底

飼養動物に関わるトラブルの多くは、飼養動物に関する飼主の知識不足及び責任感やマナーの欠如に原因があります。飼養動物の存在が近隣の人々に受け入れられ、地域においてトラブルを減少させられるよう、飼主に課せられた社会的責任について啓発するとともに、適正な飼養、法令の遵守、マナーの向上に向けた施策の展開を行います。

### 施策1 適正飼養の徹底と普及啓発の強化

#### (1) 犬の適正飼養の徹底

##### ア 登録・狂犬病予防注射率の向上

##### ○ 狂犬病予防注射の必要性の周知

世界では今なお、推定で年間5万9千人（世界保健機構（WHO）、2017年報告）もの命が狂犬病で失われており、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で発生しています。

日本では、犬の登録と狂犬病予防注射が義務化されているため、犬を含む動物での狂犬病の発生はありませんが、人・物の行き来が盛んな近年では、狂犬病が侵入するリスクがこれまで以上に高くなっています。また、県内の狂犬病予防注射率は低い水準で推移していることから、万一国内に侵入した場合に備えるため、予防注射の必要性についての周知・啓発を強化し、適宜飼主に対する指導を行います。

##### ○ 動物診療施設等での登録・注射済票交付の促進

近年、市町が実施する狂犬病予防注射（集合注射）実施頭数が減少し、動物診療施設での予防注射が増加する傾向が見られます。このため、市町においては、動物診療施設で狂犬病予防注射と注射済票交付及び未登録犬の登録を同時に行えるよう、獣医師会等へ業務を委託し飼主の利便性向上を図ることで、登録、狂犬病予防注射を促進することが期待されます。

##### ○ 効果的な普及啓発の方法の検討

狂犬病予防注射率が高い自治体等の取組み状況を参考にし、効果的な普及啓発方法について関係機関で検討を行います。また、動物診療施設や動物取扱業等の飼主がよく利用する施設において、犬の登録及び狂犬病予防注射は所有者の義務であることの周知・啓発を強化します。

##### イ 犬による咬傷事故の未然防止の徹底

放し飼いの飼い犬や無責任な餌やりにより増加した野犬によって咬傷事故が発生しているため、それらの行為者への指導を強化します。また、

犬のしつけの必要性及び技術的指導について、動物愛護センターや動物愛護推進員から助言を行うとともに、飼主と犬が良好な信頼関係を築くための相談対応及び講習会の開催等を行います。

#### ウ 法令・マナー遵守の徹底

法令を遵守することは所有者等の義務であり、さらに条例では、飼い犬の係留の義務や公共の場所で排泄した糞の除去等についても規定されています。法令やマナーの遵守は、飼い犬が地域社会で受け入れられるためにも重要なことから、所有者等へこれらの周知・指導を行います。

#### エ しつけの必要性の周知

しつけは、飼主と飼い犬が良好な信頼関係を築くとともに、犬に社会性を身につけさせるために重要です。犬は、無駄吠え、人に噛みつくといった問題行動を起こすことがあり、この場合、飼主に対してだけでなく近隣への迷惑問題へと発展するおそれがあります。このような問題を起こさないようにするため、動物愛護センターでは、しつけ方教室や相談業務の充実を図り、しつけの必要性について周知・啓発を行います。

#### オ 繁殖防止措置の徹底

所有者等は、飼養している犬の適切な飼養環境の確保、終生飼養に努めるだけではなく、犬が繁殖し適正飼養が困難となる場合には、不妊去勢手術などの繁殖防止措置を行うことが義務付けられています。そのため、譲渡時や動物取扱業者からの販売時等において、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に基づき、原則として繁殖制限しなければならないことについて、十分な説明が行われるようにします。また、繁殖防止措置の徹底について広く周知するとともに、適正な飼養管理を行うことができない頭数の飼養は、虐待となるおそれがあることの認識、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢手術や雌雄分別飼育措置の徹底について普及啓発します。

## (2) 猫の適正飼養の徹底

### ア 屋内飼養等の推進

県内の多くの地域において、猫の所有者等と近隣住民との間で、猫の糞尿等による生活環境の悪化や猫に財産を傷つけられるといったトラブルがあります。屋内飼養はこうしたトラブルを解消・未然に防ぐことができます。

また、屋内飼養は、交通事故や感染症の予防、予期せぬ繁殖の防止等の利点もあることから、屋内飼養を実践している事例を、パネル展や講習会等を通じて広く紹介し、屋内飼養の推進を図ります。

### イ 繁殖防止措置の徹底



飼主には、適切な飼養環境の確保、終生飼養を実施するだけでなく、飼養している猫がみだりに繁殖しないよう不妊去勢手術などの繁殖防止措置を行うことが義務付けられています。そのため、猫の譲渡時や販売時等において、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に基づき、原則として繁殖制限しなければならないことについて説明が行われるよう促すとともに、適正な飼養管理を行うことができない頭数の飼養は虐待となるおそれがあることや、不妊去勢手術や雌雄の分別飼育等による繁殖防止措置の徹底について普及啓発します。

### (3) 動物の適正飼養に関する普及啓発

#### ア 安易な飼養開始の防止の普及啓発

動物の飼養に関する責任や義務についてよく理解せず安易に飼養を開始したために想定していない問題に遭遇して、飼養の継続を断念し、動物を処分するといったケースがあります。このような動物にも飼主にとっても不幸なケースを防ぐため、第一種動物販売業者による販売時、動物愛護センターや第二種動物取扱業者及びその他団体等における譲渡時に、その動物の生理、生体、習性等に加え、動物の繁殖能力により起こりうる問題、寿命、飼養にかかる経費、病気、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の介護の問題等、飼主及び関係者の負担と責任に関して十分な理解を得られるよう説明を行うとともに、逸走防止、終生飼養等の飼主等の責務について周知を行い、安易な飼養開始が行われることのないように努めます。さらに、動物販売業者による無計画な繁殖、販売が行われないよう指導を強化するとともに、第二種動物取扱業者等による無責任な譲渡が行われないよう指導を行います。

#### イ 普及啓発活動の場の拡大・相互理解の推進

動物の適正飼養に関する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口やホームページだけでなく、関係団体との連携により、飼養に必要な器材や飼料等を販売する施設、動物取扱業、動物診療施設等の飼主がよく利用する施設や、動物愛護サポーター等の協力を得て、一般に多くの人が利用する施設にもポスター、パンフレットを設置する等、普及啓発を行う場を拡大します。

また、主として動物愛護センターで実施しているしつけ方教室、動物愛護週間行事等適正飼養に関するイベントは、県内各地でも開催できるよう市町や企業等の協力を得て、開催場所を拡大していきます。

さらに、行政機関、獣医師会、企業、業界団体等団体としての動物愛護や動物の取扱いに関する考え方、また、飼主等個々人の考え方が多様であることを前提に、相互理解を推進するため、それぞれの意見を聞く機会を

設け、動物の愛護及び管理の意義等に関する理解をさらに推進します。

#### (4) 動物の遺棄・虐待への対応

法改正により動物の遺棄・虐待の罰則が強化され、動物虐待の通報が獣医師に義務付けられたことを踏まえ、市町や獣医師会等の関係団体と連携し、遺棄・虐待の防止の周知啓発を強化します。また、遺棄・虐待の事案に対しては、警察や市町等関係機関と連携し対応します。

### 施策2 所有者明示（個体識別）措置の徹底

所有者を明示することは、動物の盗難や迷子の発生の防止をはじめ、迷子になった動物、非常災害時に逸走した動物の所有者の特定が容易になり、所有者の責任を明確化、ひいては所有者の意識の向上にもつながり、動物の遺棄及び逸走の未然防止に寄与するものです。

販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等の義務化を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図るため、動物愛護センターで実施する各種教室・リーフレット・ホームページ等を通じた、迷子札・マイクロチップ等の個体識別措置に関する情報提供及び普及啓発の強化を図ります。

また、市町や獣医師会等と連携して、犬については狂犬病予防法に基づく鑑札装着等の徹底を図るとともに、義務化対象外の犬又は猫の所有者等に対しマイクロチップ等所有者明示の必要性について普及啓発の強化を図ります。

### 施策3 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底

令和元年の法改正で、愛玩目的での特定動物の飼養または保管は禁止され、特定動物の交雑種も規制対象に追加されました。法改正内容の周知徹底とともに、法改正以前に許可を得て特定動物を飼養保管している者に対しては、適正管理及び終生飼養、繁殖禁止を周知徹底します。

### 課題2 事業者の社会的責任の徹底

動物取扱業者をはじめ、産業動物、実験動物等を取り扱う事業者には、動物の取扱いのプロとして社会的に重い責任があります。令和元年の法改正に伴い、動物取扱業等に対する規制が強化されたこと等を踏まえ、これらの事業者に対し、改正法の周知を図るとともに適正な飼養管理等を啓発し、事業者の資質の更なる向上を目指します。

### 施策4 動物取扱業の適正化

#### (1) 動物取扱業者による法令遵守の徹底

依然として、動物取扱業者による不適正な飼養の実態があることから、改正法において飼養管理に関する遵守基準が設けられるなど動物取扱業者に対する規制が強化されました。中でも、動物販売業者には、販売する犬猫の日齢制限や購入者への飼い方等の説明及び販売の記録等が義務付けられています。

県では、動物取扱業者に対し、研修会による関係法令の周知を図るとともに、定期的な立入等で法令遵守状況を確認し、不備があれば改善指導を徹底するなど動物取扱業の適正化を推進します。

#### (2) 第二種動物取扱業者による適正譲渡の推進

第二種動物取扱業者に対し、動物の飼養管理が適切に行われているかを定期的に確認します。また、動物を譲渡する場合は、飼養環境や輸送に対して十分な耐性が備わってから譲渡することや、譲渡先に対し、動物の特性や状態に関する情報を提供することなどが適切に行われるよう周知、指導等を行います。

### **施策5 動物取扱業の資質の向上**

#### (1) 動物取扱責任者研修の充実

第一種動物取扱業者に受講が義務付けられている動物取扱責任者研修において、関係法令や動物の取扱い、動物由来感染症及び動物に関連する最新の知見を周知するなど研修内容の充実を図ります。

#### (2) 不適正業者への指導

営利か非営利かを問わず、動物の販売・保管・展示・繁殖・譲渡等については、法令により規制や各種基準が設けられていることから、これらに適合していない事業者に対しては、指導等を徹底します。

#### (3) 所有者明示（個体識別）措置の推進

販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報等の登録等が義務化された改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行います。

#### (4) 犬猫等健康安全計画等の遵守

犬猫等販売業者は、幼齢の犬猫の取扱いや販売が困難になった犬猫の取扱い等に関する「犬猫等健康安全計画」を策定し、これを遵守するとともに、所有状況について個体ごとに帳簿を作成し、定期的な報告を行うことが義務付けられています。定期報告を確認することにより、適正飼養を促し、無計画な繁殖が行われないよう監視・指導します。

## 施策6 動物関連学校との連携

動物を取り扱う職業に従事する人材を養成する学校との連携を図り、関係法令や動物由来感染症等に関する情報共有を行います。地域住民にとって適正かつ信頼できるアドバイザーとして、「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立への一翼を担える人材を養成できるよう連携を深めます。

## 施策7 産業動物及び実験動物の適正な取扱いの推進

私たちの社会には、伴侶動物だけでなく産業動物（家畜）や実験動物も存在します。これらの動物たちについても、愛護と管理という視点からの対応が必要です。

### （1）畜産業者等への指導

産業動物の福祉向上のため、欧米で取り入れられている「家畜福祉の5つの自由（①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由）」の理念を生産者等に周知し、家畜の適切な取扱いについて啓発を行う必要があります。畜産部局と公衆衛生部局とが連携し、国が作成した畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」に基づき適切な指導を行います。

### （2）実験動物の取扱い

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠ですが、動物が命あるものであることに鑑み、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるよう適切な措置を講じることが必要とされています。

実験動物を取扱う大学や研究施設等は、「3Rの原則（苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement))」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守が求められます。

## 課題3 地域における取組

動物の不適切な飼養又は無責任な給餌給水等により、動物による危害が発生したり、周辺的生活環境が損なわれるなどの問題は、近隣住民等の中で感情的対立を誘発しやすい性格を有することから、県と市町、動物愛護推進員や関係団体等が連携し、個々のケースに応じた対応を行います。

## 施策8 動物愛護推進員の活動の活性化

動物愛護推進員は、各地で動物愛護思想や動物の適正飼養に関する知識の普及啓発活動を実施していますが、より一層県民の理解を深めるため動物愛護推進員の活動を広く一般に紹介します。

また、地域における動物愛護活動の活性化を図るため、県内の各保健所を単位として動物愛護推進員、市町担当者との連絡会の開催や情報共有を行うと同時に動物愛護推進員に必要な知識の習得やスキルアップを目的とした研修を実施します。

(今後の動物愛護推進員の活動目標)

- 犬・猫等の動物の愛護と適正飼養や管理について地域住民への普及啓発
- 犬・猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
- 地域実態調査等による動物愛護管理施策への協力
- 災害時に備えた、飼養動物のしつけや予防注射等の適正な飼養管理、必要な備蓄品等についての地域住民への普及啓発

#### **施策 9 地域の飼主のいない猫対策**

本県の犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数は全国的にみて多く、引取り頭数のうち、飼主がいない猫が約8割を占めており、これを削除することが今後の課題となっています。

飼主がいない猫が増え、猫の糞尿や猫に財産を傷つけられるなどの問題が生じている地域では、猫を不びんに思う住民が適切な管理をせず給餌給水のみを行っていることに起因しているケースが多くみられ、住民どうしのトラブルに発展することも少なくありません。改正法では、給餌給水により周辺的生活環境を損ねる事態を生じさせている者に対する指導等ができる規定が新たに明記されたことから、関係機関が協力し適宜調査・指導等を行うとともに、動物の適切な管理方法に関して地域住民の十分な理解、協力を得ながら、問題解決に向けて取り組む必要があります。

飼主のいない猫対策の一手法として、地域住民やボランティアが中心となり、給餌や排泄物の処理、不妊去勢手術による繁殖防止措置など適切な管理下でその数を減らしていく地域猫活動があり、他県でも一定の成果が報告されていることから、本県においても平成28年度に作成したガイドラインを活用し、各地でのパネル展やセミナー等により認知度向上を図るとともに、市町や獣医師会と連携した繁殖防止措置の支援を行うなど地域猫活動を普及・推進します。

#### **施策 10 教育現場及び地域における動物愛護の普及啓発活動の推進**

生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ

上で、幼少期から動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められています。このため、獣医師会や動物愛護推進員及び動物愛護サポーター等と連携して小中学校を中心とした動物愛護教育が一層有意義なものになるように支援を行います。

#### (1) 普及啓発の内容の検討

動物の愛護及び管理に関する考え方や動物由来感染症の予防等に関しては、小中学校で継続的に教えることが重要であるため、教育機関と連携して、子どもの成長過程に応じた普及啓発内容を検討し、教育現場へ提供します。

#### (2) 動物愛護推進員による教育現場での普及啓発

現在、動物愛護センターが実施する小学校における移動教室は、今後とも継続を図るとともに、動物愛護推進員と小中学校等が連携して普及啓発が実施できるよう、動物愛護推進員への研修の実施、情報等の提供や市町との調整等の支援を行います。

#### (3) 学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施等

学校飼養動物の適切な取扱いを推進するため、動物愛護センター、保健所、獣医師会及び企業等との連携により、教育現場への動物の適正飼養や動物由来感染症に関する情報の提供、相談への対応、教職員への研修等を実施します。

### 課題4 処分頭数減少への取組

動物愛護の基本は、動物の命の尊厳を守ることにより、殺処分頭数の削減には、その理念が幅広く県民に浸透することが不可欠であることから、官民が協働して動物愛護思想の普及と適正飼養の徹底を図ることが重要です。

このため、県では、獣医師会や動物愛護サポーター、動物愛護団体等と協働して、広報活動や動物愛護イベントの開催等による適正飼養の普及啓発、不妊去勢手術の推進、移動譲渡会の開催や仲介者譲渡制度の導入等による譲渡事業の拡大など、官民一体となった活動に取り組んでいます。しかしながら、本県の犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数は全国的にみて多く、更なる取組を進める必要があります。

そこで、収容された犬猫のうち、譲渡することが適切な動物の返還・譲渡を進め、殺処分頭数の減少に繋げていきます。

#### 施策11 終生飼養の徹底

動物の命の尊厳を守る観点から、終生飼養は所有者・動物取扱業者等の責務とされているため、その徹底について指導・啓発等を強化します。

#### (1) 動物取扱業者による説明の徹底

動物の安易な飼養開始やみだりな繁殖により飼養継続が困難となり、動物の引取りを求めるケースを防止するため、動物取扱業者に対し、販売及び譲渡時において、終生飼養等の飼主の責務について十分に説明するよう指導します。

#### (2) 関係機関の協働した普及啓発

県、各市町のホームページや窓口でのポスター掲示及びパネル展等の啓発イベントなどにより、犬猫の引取り頭数や殺処分頭数が全国的にみても多い現状を周知するとともに安易な飼養開始の防止及び終生飼養について普及啓発を強化します。

また、動物愛護サポーターや地域ボランティア等と連携した効果的な周知活動にも取り組みます。

#### (3) 教育現場における普及啓発

適正飼養の推進については、幼少期からの意識付けが重要であることから、学校等との連携をより深め、命の大切さへの認識や動物の適切な飼育が身につくよう動物愛護教室をさらに拡充、強化することにより、動物愛護思想に関する県民意識の向上を図ります。

#### (4) 犬猫等販売業者への指導

犬猫等販売業者が販売用に供することが困難となった犬猫について、業者自身が定めた犬猫等健康安全計画による終生飼養や譲渡等が適正に行われているかどうかの確認及び指導を徹底します。

### **施策 1 2 繁殖制限措置の周知徹底**

令和元年の法改正により、犬又は猫の所有者等に対し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合に、その繁殖を防止するため、不妊去勢手術その他の措置を講じることが義務付けられたことから、獣医師会、市町、動物愛護団体及び企業等と協働し、所有者等への周知啓発を強化し、子犬、子猫の処分頭数の減少に努めます。

### **施策 1 3 動物の引取り制度の適正な運用**

動物を終生飼養することは、飼主の当然の責務であり、また、繁殖した動物も自らの責任において適切に飼養し、又は、譲渡すべきであることは自明のことです。県では、終生飼養の原則に反する場合の犬猫の引取りを拒否し、終生飼養や新しい飼主探しを行うよう指導を行ってきたところで

す。

令和元年の法改正に伴い、所有者不明の犬猫の引取り拒否事由が追加され、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがない場合等引取りを求める相当の理由がない場合には引取りを拒否できると明示されました。

このことから、引取り窓口となる市町と連携して、所有者等への引取り事由の確認を徹底するとともに、引き取る動物を精査し、処分される動物の減少を図ります。

#### **施策 1 4 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり**

動物愛護センターでは、処分される不幸な命を減らすためだけでなく、「地域の模範飼主」となる飼主を育成することを目的に譲渡事業に取り組んでおり、安易な譲渡は行わないことを前提に譲渡事業の拡充を図っています。また、動物愛護サポーターや譲渡仲介者等のボランティア及び動物愛護団体や企業等と連携し譲渡事業の拡充に向けた取組みを進めます。

##### **(1) 譲渡機会の拡充**

適正飼養のための教育の場として、譲受希望者を対象として実施している講習会について、動物愛護センターにおける開催数の増加や、センター以外の一般の方が訪れやすい場所で開催するなど譲渡機会の増加に努めます。

##### **(2) 譲渡制度の普及啓発**

動物愛護センターから譲渡を受けた県民の体験談を公開するとともに、関係機関や動物愛護サポーター等へ情報提供する等、譲渡制度の認知度を高める方策を検討し実施します。

#### **課題 5 県民と動物の安全の確保**

動物由来感染症の知識等の普及啓発、災害発生時の対策により、人と動物の安全確保を図る施策を展開します。

#### **施策 1 5 動物由来感染症対策**

##### **(1) 動物由来感染症に関する知識の普及啓発**

動物由来感染症は、動物から人、人から動物に感染する病気の総称で、WHOの報告では200種類以上が確認されており、主なものとしては狂犬病、ペスト及びSFTS等が挙げられます。これらの感染症は、人と動物も発症するもの、動物は無症状で人だけが発症するもの等病原体によって様々なものがあります。そのため、感染症対策には、日常生活における正



しい動物の取扱いや感染症の正しい知識の普及啓発が重要なことから、情報収集や調査研究を行い、各関係機関への適切な情報提供に努めます。

#### (2) 狂犬病対応

狂犬病対応マニュアルを活用し、関係機関が必要な協力体制の確認や演習等を行い、県内における狂犬病発生時に迅速に対応できる体制を整備します。

### **施策 16 災害発生時の動物の保護及び逸走防止**

近年の自然災害で、飼主とはぐれて放浪状態となったペットが住民に危害をもたらしたり、繁殖して生態系に影響を与える恐れが生じるなどの問題が生じたことから、国は、ペットは飼主と同行避難が原則との方針を示しています。

そのため、国の作成した「人とペットの災害対策ガイドライン」や「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン」に基づき、各市町、獣医師会、動物愛護団体等の関係機関及び企業等と連携した災害対応救援体制の整備を行います。

#### (1) 飼主への啓発・情報提供

災害発生時にペットの命や健康を守るためには、飼主の知識と平常時からの準備が大切です。防災体験イベントや講習会の拡充及び広報活動の強化を行うとともに、県・市町が実施している防災訓練等において、多くの飼主に同行避難を体験できる機会を提供するよう努めます。

#### (2) 動物取扱業者の災害時対策の徹底

動物取扱業者に対しては、飼養保管している動物について、災害発生時に適切に保護、管理ができるよう避難場所の確保やマニュアル作成等について指導します。

#### (3) 特定動物等の災害時対策の徹底

特定動物や実験動物の逸走による被害発生防止と事業用に飼養されている動物の保護のために、飼養施設の保守点検や災害発生時の逸走防止措置等の対策について、飼養者に対し指導するほか、関係機関との情報共有を図ります。

#### (4) 市町等との連携

地域防災計画におけるペットに関する対策については、十分な整備がなされていないのが現状であり、市町、獣医師会、動物愛護団体、企業及びボランティア等との緊密な連携によるペットの救護体制等の構築を図ります。また、「ペット受入体制整備マニュアル」を整備、活用し、避難所におけるペットの受入体制の整備を促進します。

## 第5 計画の推進

### 1 計画の周知

本計画について、県内各市町、関係機関、関係団体及び企業等に通知するとともに、広報、ホームページ等により県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

### 2 計画の実施体制の整備

#### (1) 動物愛護センターの機能の向上

動物取扱業の監視体制を充実するとともに、感染症発生時の対応訓練等を実施して、緊急時における対応能力の向上を図る等、動物の収容、隔離、検体採取を行う動物愛護センターの機能を強化します。

また、従来から実施している動物の譲渡事業やふれあい教室等の愛護事業を継続して行い、関係機関及び関係団体との連携を強化します。

#### (2) 連絡調整機能の強化

動物愛護センターが主体的に開催する会議や運営に際して、関係機関及び関係団体との連絡調整を強化していきます。

#### (3) 調査研究の実施

動物の愛護及び管理に関する施策を進めるには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護管理及び動物由来感染症に関して調査研究を継続して行い、県や市町の施策に反映させていきます。

### 3 市町との連携推進

市町との主管課長会や担当者会等において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や動物由来感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行います。また、市町には獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少ないため、動物愛護管理に関する業務に協働して対応するなど、連携を進めていきます。

### 4 関係団体等との連携推進

警察及び獣医師会や動物愛護団体等関係団体とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

### 5 民間企業との連携推進

動物愛護管理に関する普及啓発活動や災害時の支援等において、民間企業の協力は大きな力となることから、社会貢献活動として動物愛護に取組む企業との連携推進を図ります。

## 6 愛媛県動物愛護推進懇談会の運営

市町、獣医師会、有識者、第一種動物取扱業者、動物愛護団体、教育及び一般県民等の代表で構成する愛媛県動物愛護推進懇談会を設置しています。今後も、この懇談会を定期的に開催し、民間と行政が動物に関する課題を共有し、意見交換を行うことにより、連携して動物愛護と適正飼養の推進ができるよう努めます。

## 第6 本計画の評価及び見直し

### 1 平成30年度までの達成状況

県では、「人と動物が共生する豊かな地域社会」を実現するため、市町・関係団体等と連携し、適正飼養の普及啓発をはじめ、終生飼養や譲渡拡大の仕組みづくりなどにより引取り頭数、殺処分頭数の削減に取り組んでおり、平成30年度の犬猫の引取り頭数は、平成24年と比べ約4割、殺処分頭数は約6割減少しました。しかしながら、本県の犬猫の引取り頭数及び殺処分頭数は全国的にみて多く、引取り頭数のうち、飼主がいない猫が約8割を占めていることが課題となっていることから、改正計画では、主に猫の適正飼養や飼主がいない猫対策を重視し、施策内容の見直しを行いました。

### 2 令和12年度に向けた目標

動物の殺処分頭数は、動物愛護管理行政の成果指標の一つであり、目標の数値化は、事業推進に有効な手段と考えられます。計画の最終年度である令和12年度における犬猫の殺処分頭数について、下記の通り目標数値を設定し、目標達成に向けて施策に取り組んでいきます。なお、目標は可能な限り前倒しで達成するよう努め、5年後を目途に目標数値を見直すこととします。

	推進計画目標（令和12年度）	平成30年度比
	平成30年度実績 → 令和12年度目標頭数	
犬	539頭 → 270頭	約50%減
猫	1,882頭 → 940頭	約50%減

### 3 達成状況の評価と計画の見直し

本計画の達成状況については年度毎に分析、評価を行い、今後の社会情

勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。